

## 背景

- 【国】東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現をはかるための防災・減災等に資する**国土強靱化基本法**」（平成25年12月）を**制定**し、平成26年6月に**国土強靱化基本計画**を策定した。平成30年12月に見直しを行っている。
- 【県】国土強靱基本法第13条に基づき、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な富山県を作り上げるため、平成28年3月に**富山県国土強靱化地域計画**を**策定**し、令和2年3月に見直しを行った。
- 【市】国土強靱化は国と地方が一体となって施策を推進する必要があることから、いかなる大規模自然災害等が起こっても致命的な被害を受けることがなく、迅速に回復することができるよう、国土強靱化基本法第13条に基づく氷見市の地域計画を策定する。

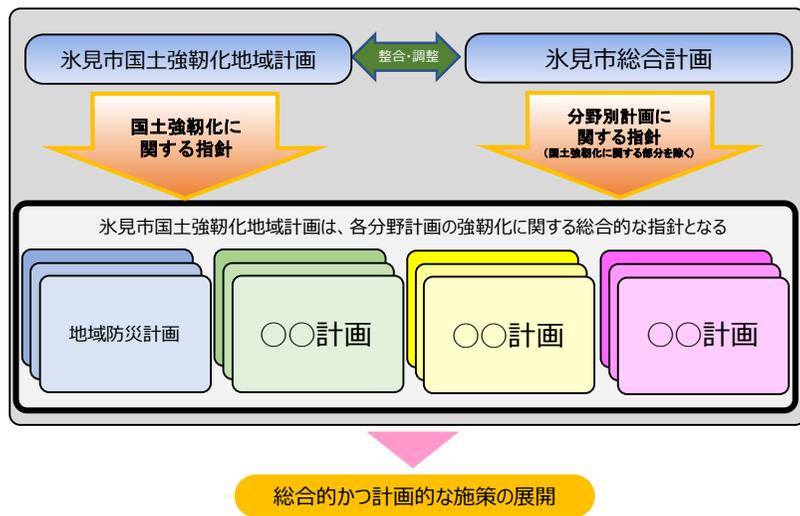
## 基本的方針

- 【国】事前防災及び減災、迅速な復旧復興、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりなどについて、施策を推進する。
- 【県】国の国土強靱化基本計画と同様に、対象となるリスクを大規模自然災害とし、適切な施策の組み合わせと効率的な施策などについて策定・推進する。
- 【市】国計画や県計画、そして氷見市総合計画との整合・調和を図りながら、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する指針とする。

## 計画の位置づけ

国土強靱化地域計画は、基本法第13条に基づいて策定するものであり、地域の強靱化に係る部分は、本市が有する各種計画等の指針となるものである。このため、**氷見市総合計画**とも**整合性**を図りながら、策定する。  
また、起きてはならない最悪の事態の想定を行い、発災前から災害予防を含めた仕組みづくり、地域づくりを図るものである。

### 総合計画及び分野別計画との関係



## 地域防災計画との関係

氷見市**地域防災計画**は、災害対策基本法に基づいて策定された**防災対策を定めた計画**となっている。  
一方、**氷見市国土強靱化地域計画**は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪の事態を避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとする計画であり、都市全体としての強靱化に関する**総合的な指針**である。

(地域防災計画との比較イメージ)

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

